

「不正改造車を排除する運動」の実施について

平成29年6月
滋賀県トラック協会
適正化事業運営委員会

今日、自動車は国民生活に欠かすことの出来ない移動・輸送手段となっています。一方、近年の交通事故の発生件数は減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われています。また、大気汚染（NO₂、SPM）につきましても、環境基準が達成されていない地域が残っているのが現状となっています。

このような中で、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

特に、部品の取付けや取外し等により保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、本年度も、国土交通省と自動車関係団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、「不正改造車を排除する運動」が下記のとおり全国的に展開されます。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮ですが、本趣旨をご理解いただきますとともに、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成29年6月1日（水）～6月30日（金）（1か月間を不正改造車排除強化月間）

2. 重点排除項目

- (1) 前面ガラス並びに運転席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取り外し
- (4) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (5) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (6) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (7) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (8) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (9) 不正な二次架装
- (10) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (11) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (12) 不正軽油燃料の使用

3. その他

事業場ごとに「運動実施責任者」（整備管理者等）を選任し、貴社所有車両等について、別紙「自主点検票」（裏面）を活用して定期的の実施して下さい。

不正改造防止自主点検票

| | | | | |
|--------|----------|--------|----|--|
| 点検の実施日 | 平成 年 月 日 | 点検の実施者 | 職責 | |
| | | | 氏名 | |
| 事業者名 | | | | |
| 事業場名 | | | | |

| 点検事項 | 点検内容 | チェック欄 | |
|----------------------|---|-------|-------|
| | | 適 | 要改善 |
| 事業場関係者の所有車両等の状況 | 社用車 | 無 | 有(台) |
| | 従業員車両 | 無 | 有(台) |
| | 販売車両 | 無 | 有(台) |
| | その他 | 無 | 有(台) |
| 不正改造防止についての事業場内の管理体制 | 事業場における運動実施責任者の選任状況 | | |
| | 社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認 | | |
| | 不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況 | | |
| | 休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認 | | |
| | 不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施 | | |
| 不正改造車への対応と措置 | 不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応 | | |
| | 上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供 | | |
| | ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否 | | |

注1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

注2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日
「不正改造車排除」強化月間

灯光の色が不適切な
回転灯等の取付け

音が自動的に継続する
警音器の取付け

前面ガラスへの
装飾板等の装着

窓ガラスへの
着色フィルム等の貼付

安全確認用窓を物などで
塞いで見えなくすること

巻込防止装置の取外し

- ・速度抑制装置（スピードリミッター）の解除及び取外し
- ・燃料噴射ポンプの封印の取外し
- ・不正軽油燃料の使用

タイヤ及びホイール（回転部分）
の車体外へのはみ出し

さし枠の取付け

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日 × 違反車両数
再違反 40日 × 違反車両数

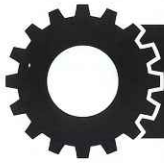
ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

燃料タンクの不正な
増設等の二次架装

マフラーの切断・取外し及び
基準不適合マフラーの装着

突入防止装置の切断
及び取外し



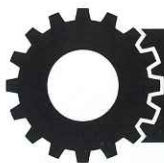


不正改造車の行政処分基準

●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

| 初回違反 | 再違反 |
|-----------|-----------|
| 20日×違反車両数 | 40日×違反車両数 |



不正改造車の排除に係る関係法令

●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはけません。これに違反した場合は **6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金** が科せられます。

●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、**50万円以下の罰金** が科せられます。

●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は **3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金** が科せられます。